

介護保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方

特別徴収（年金から差し引かれます）

年間保険料は、7月に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

前年度	本年度					
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月と同額を納めます。			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。		

※仮徴収額と本徴収額の差額が大きい場合は、8月以降（8月、10月、12月、2月）の4回で割って差引額を決定します。

年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めることがあります！



- ・年度の途中で65歳になった
- ・他の市町村から転入した
- ・年度の途中で年金の受給が始まった
- ・年金が一時差し止めになった
- ・保険料が減額になった・・・ など

年金が年額18万円未満の方

普通徴収（納付書や口座振替、スマートフォンアプリ決済により納めます）

介護保険料の納期限

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月27日 (口座は25日振替)	1月31日	2月末日

※休日の場合は翌営業日が納期限となります。

●口座振替

もっと便利に・もっと安心に！

介護保険料の納付は「口座振替」がオススメです！

- ・納め忘れのリスクを9割近く減らすことができます。
- ・市税(料)を納め忘れたときの延滞金の利率は、最大で年14.6%です。

沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行の各銀行は、口座振込の手続きをスマホから簡単にすることができます。



- 市税(料)の通知書とキャッシュカードをご用意ください。
- 上記のQRコードを読み取ってください。
- 画面の案内に従って操作してください。

このほかの金融機関からの口座振替の手続きは、各金融機関または市役所窓口で行うことができます。

●納付書払い

送付された納付書で、納期限までに金融機関、コンビニエンスストア等で納めます。

●スマートフォンアプリ決済

スマートフォンを使用したバーコード読み取りにより決済を行う、スマホ納付がご利用になれます。
※クレジットカードでのお支払いはできません。また、スマホ納付では、領収書は発行されません。



65歳以上のみなさまへ

介護保険料のご案内

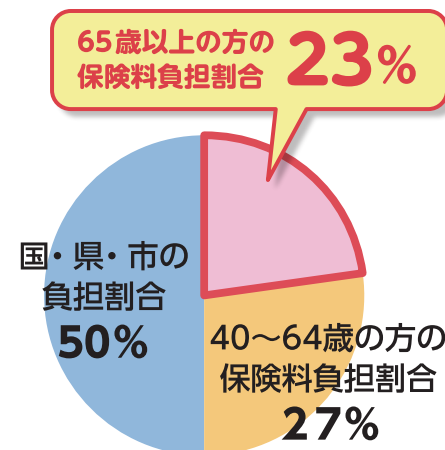
介護保険料は、宜野湾市における介護サービスの総費用に応じて決まり、3年に1度改定されます。令和6年度からは第9期（令和6年度～令和8年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が始まりました。

①基準月額 6,500円（第8期から変更なし）

②所得段階 第1段階～第15段階（第8期は14段階まで）

第9期計画においては、高齢化に伴う介護サービス利用者の増加や施設整備等により、介護給付費の増加が見込まれますが、所得段階の多段階化や市の介護給付費準備基金を取り崩すなどして必要額を確保し、基準月額を据え置いています。

介護保険の財源



～介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです～

介護保険は、40歳以上のみなさまが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。

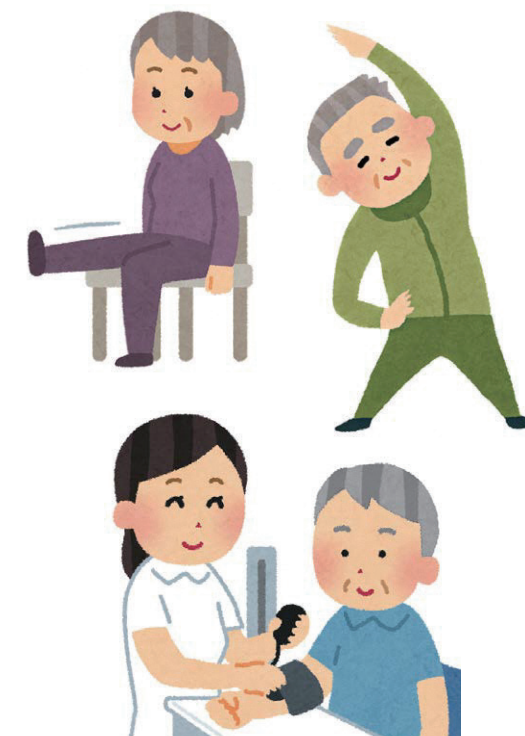
介護保険料をきちんと納めることで、介護が必要となった際、原則1割の自己負担で介護サービスを受けることができます。（介護保険料を納めていない場合は自己負担割合が3割または4割となることがあります。）

あなたが必要なサービスが受けられ、介護する家族の負担を軽減するためにも、介護保険料はきちんと納めましょう！

介護予防でちゃーがんじゅう

介護保険法では、「国民は自ら要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする（一部抜粋）」と明記されています。（介護保険法第四条）

介護長寿課では筋力アップトレーニング、認知機能低下予防、栄養指導、口腔ケアなど、様々な介護予防教室を開催しております。また、住民主体の100歳体操サークル「通いの場」も、各団体に元気に活動中です。
気分転換に、運動不足解消に、ぜひ参加してみませんか？
詳しくは介護長寿課長寿支援係まで。

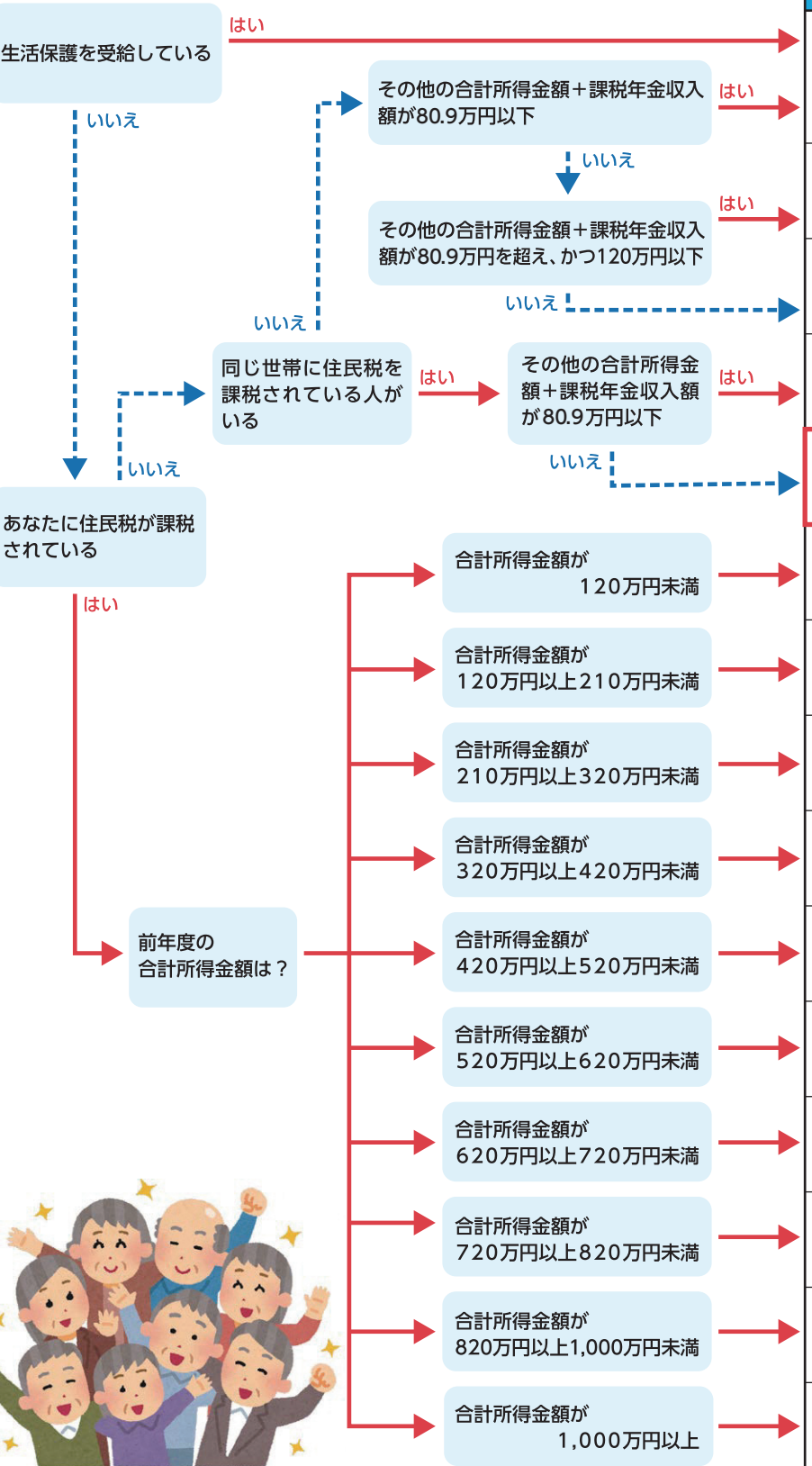


お問合せ先：宜野湾市介護長寿課 098-893-4411（内線 4122, 4123）

あなたの介護保険料を確認しましょう

住民税課税状況は、前年中（1月から12月まで）の所得を対象とした当該年度の住民税課税状況で判定します。

世帯は、当該年度4月1日時点の世帯状況で判定します。ただし、年度途中で65歳になった人、転入した人は、その時点の世帯状況で判定します。



※「合計所得金額」、「その他の合計所得金額」、「課税年金収入額」とは・・・

- ▶「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の所得段階の判定においては、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。
- ▶「その他の合計所得金額」とは、年金に係る雑所得がある場合は、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した金額です。さらに、給与所得が含まれる場合において所得金額調整控除の適用がない場合には、当該給与と所得金額から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円の場合は0円とします）。
- ▶「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の年間受給額です。非課税年金（障害年金・遺族年金など）は含みません。

第9期(令和6年度～令和8年度)介護保険料				
所得段階	住民税 本人 世帯	対 象 者	保険料率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	非課税	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者 ●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80.9万円以下の方	基準額 ×0.285	年 22,230 円 (月 1,853 円)
第2段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80.9万円を超え、かつ120万円以下の方	基準額 ×0.4	年 31,200 円 (月 2,600 円)
第3段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が120万円を超える方	基準額 ×0.685	年 53,430 円 (月 4,453 円)
第4段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80.9万円以下の方	基準額 ×0.9	年 70,200 円 (月 5,850 円)
第5段階 基準額		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80.9万円を超える方	基準額	年 78,000 円 (月 6,500 円)
第6段階	課税	●「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額 ×1.2	年 93,600 円 (月 7,800 円)
第7段階		●「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	年 101,400 円 (月 8,450 円)
第8段階		●「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	年 117,000 円 (月 9,750 円)
第9段階		●「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.65	年 128,700 円 (月 10,725 円)
第10段階		●「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	年 148,200 円 (月 12,350 円)
第11段階		●「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	年 163,800 円 (月 13,650 円)
第12段階		●「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	年 179,400 円 (月 14,950 円)
第13段階		●「合計所得金額」が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.4	年 187,200 円 (月 15,600 円)
第14段階		●「合計所得金額」が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.45	年 191,100 円 (月 15,925 円)
第15段階		●「合計所得金額」が1,000万円以上の方	基準額 ×2.75	年 214,500 円 (月 17,875 円)

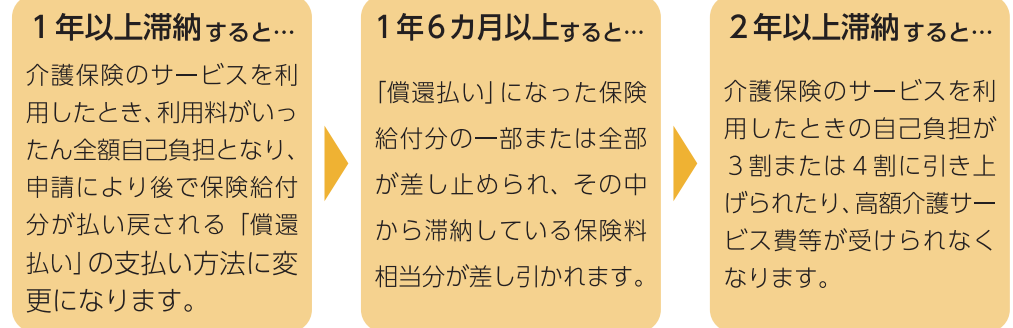
介護保険料を滞納すると・・・

●滞納処分

指定された期限までに滞納保険料を納付されない場合は、地方税の滞納処分の例により、財産調査や滞納処分（差押）の対象として取り扱われます。

●サービス利用時の給付制限

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて次のような措置が取られます。



宜野湾市の介護保険料の減免について

介護保険料について、納付が困難になった場合、保険料を減免する制度があります。下記の減免の要件等を確認のうえ、該当すると思われる65歳以上の方は、介護長寿課にて申請してください。

- 介護保険料の所得段階が2段階、3段階の方は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。
 - ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下である。（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）
 - ②資産を活用してもなお生活が困窮していると認められる世帯に属する方。
 - ③市町村民税課税者と共に生計を共にしない方。
 - ④市町村民税課税者に扶養されていない方。
- 前年中の世帯合計所得金額が600万円以下で、次の場合には所得段階区分に関わりなく減額が適用されます。
 - ①住宅、家財又はその他財産について、著しい損害を受けた場合。
 - ②主たる生計者が死亡、長期入院、事業の損失、失業等により合計所得金額が1/2以上減少すると見込まれる場合。
 - ③農作物、不漁の損失額が3/10以上ある場合。
- 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されていた方は、その期間の保険料は免除されます。

お問い合わせ先：宜野湾市介護長寿課 **098-893-4411**
(内線 4122, 4123)